

手稲平和霊園園路除雪及び屋根の雪下ろし業務 仕様書

手稲平和霊園園路除雪及び屋根の雪下ろし業務の内容等については以下のとおりとし、併せて委託者と受託者との間に必要な事項を定め、業務を適正に履行することを目的とする。

1 業務履行場所

手稲平和霊園（札幌市西区平和 387 番地外）

2 業務履行期間

業務履行期間は次のとおりとする。

令和 7 年 3 月 8 日（土）から令和 7 年 3 月 15 日（土）

3 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

- (1) 令和 7 年 3 月 14 日（金）午後 3 時までに除雪を完了し、車両通行等が可能な状態にすること。ただし、気象状況によりやむを得ないと認める場合、業務履行期間内での作業を認めるので、事前に業務主任の許可を受けること。管理事務所周辺の作業を優先的に行うこと。
- (2) 市道除雪を担当する区土木センター及び除雪センターと事前に十分な打ち合わせを行い、連携、協力して作業に当たること。
- (3) 別紙業務説明図中の園路（除雪延長 1.3 km）及び管理事務所周辺の雪を路側等に排除し、路面整正を行うこと。なお、墓域内出入り口（墓参者用通路確保箇所）には、雪を堆積させないこと。
 - ① 墓域内出入口（墓参者用通路確保箇所）8 箇所の除雪を行い、通路を確保すること。
 - ② 墓参者には高齢者が多いことを考慮し、階段のある箇所については階段を露出させ、それ以外の箇所については、出入りしやすいような傾斜角の通路等を確保すること。
 - ③ 管理事務所裏手にある 水道メータ及び水抜き栓用柵 等を露出させること。
 - ④ 展望広場便所右手前に位置する水抜き用空気弁柵を露出させること。
- (4) 園路は、少なくとも普通車が対面通行出来るように除雪を行うこと。（2 車線確保）
- (5) 管理事務所、ポンプ室、倉庫及び便所の屋根の雪下ろしを行うこと。作業を行う際は、必ず複数で安全を確認しながら行うこと。また、転落防止及び屋根の保護のため、厚さ 15 cm 程度雪を残すこと。重機の使用は原則禁止するが、屋根からせり出した雪底部分の除去については、重機の使用を認めるので屋根を破損することのないよう、十分注意して作業を行うこと。
- (6) 管理事務所、ポンプ室、倉庫及び便所のすべての出入口を確保すること。
- (7) 業務の履行に際しては、事前に現場の状況を確認すること。
- (8) 作業終了箇所であっても、令和 7 年 3 月 14 日（金）午後 3 時までに一般車両の通行に支障が出ると判断される量の降雪があった場合、通行に支障のないよう路面整正等

を実施すること。なお、気象状況によりやむを得ないと認める場合、業務期間内での作業を認めるので、業務主任と協議の上作業を行うこと。

4 業務着手届

受託者は業務を着手したときは業務着手届（別紙１）を委託者へ提出しなければならない。

5 現場代理人及び主任技術者

受託者は、業務履行のため、現場代理人及び主任技術者を指名し、業務着手届と同時に、現場代理人及び主任技術者指定通知書（別紙２）、経歴書（別紙３）を提出しなければならない。なお、現場代理人及び主任技術者はこれを兼ねることができる。

6 業務主任

委託者は、受託者の業務履行のため、必要な連絡等を行う業務主任を定め、受託者に通知するものとする。

7 業務完了届等

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届及び特に注意、指示した施設等全箇所その他園路及び屋根の施行前、施行後の写真並びに作業日報、車両運転日報（チャート紙添付）を委託者に提出しなければならない。

8 環境への配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

ア 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

(1) 環境に負荷の少ない車両を使用すること。

① 急発進、急加速、空ふかしをせず、エコドライブの推進に努めること。

② 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

③ 不要な荷物、遊具類を積まないこと。

(2) アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。

① 駐停車する場合には、エンジンを止めること。

② 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

③ 環境保全の観点から、車両の点検・整備を日常的に実施すること。

(3) 業務で使用する機器、商品及び材料等については、極力環境に配慮したものを使用すること。

① 機器等については、低騒音型のものを使用すること。

② 環境保全の観点から、点検・整備を日常的に実施すること。

イ 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最低限にとどめること。

9 諸法規の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、道路交通法、民法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

らない。

10 保険

業務委託の期間中は、各種社会保険に加入し、作業の期間中は任意の損害保険に加入しなければならない。また、道路交通法の適用を受ける機械の使用に当たっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入しなければならない。

11 夜間及び休日等における業務

業務実施の都合上、夜間及び休日等に業務を履行する場合は、あらかじめ業務主任の許可を得なければならない。

12 作業に係る注意事項

業務の履行に際しては次のことに注意すること。

- (1) 墓参車両及びその他通行車両若しくは墓参者等に対し、十分な安全対策を講じた上で作業に取り掛かること。
- (2) 別紙業務説明図中における注意事項等書き出しを遵守のうえ、芝生、生垣、石畳み、縁石、石積み、石段、石垣等を損傷しないよう作業すること。
- (3) 別紙除雪説明用写真で、園内設備、芝生及び石畳み石垣等の状況を把握しておくこと。
- (4) 墓地内施設及び墓碑等に損害を与えないこと。
- (5) 墓地内施設若しくは墓碑等に損害又は異常を発見した場合は、適宜報告すること。
- (6) 墓地内施設若しくは墓碑等に損害が生じた場合、受託者の負担により修補を行うこと。
- (7) 屋根からの転落防止等に対する十分な安全策を講じること。
- (8) 屋根及び手摺り等に損傷を与えることなく慎重に作業を行うこと。
- (9) 業務遂行上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (10) 業務遂行に当たり、雪を雪堆積場等へ搬出する場合、事前に業務主任に報告の上、すべて受託者の責任と負担において行うこと。

13 協議

前記業務内容に疑義が生じた場合、その他業務上必要な事項は、委託者及び受託者双方協議の上これを決定するものとする。

管理事務所周辺

階段、芝生、縁石、石垣、生垣等に注意して作業すること。

ごみピット 注意！

車止め 注意！



手稻平和霊園入口（右折 管理事務所方面へ）



管理事務所進入路方面



左折 管理事務所 直進 広場



管理事務所進入路



ポンプ室前から見た進入路



進入路から見たポンプ室兼倉庫



左側 ポンプ室兼倉庫、右側 管理事務所



進入路突端からの管理事務所前



進入路突端からの管理事務所前広場



管理事務所正面



管理事務所正面右から進入路方向



管理事務所正面右から倉庫方向



管理事務所裏手倉庫奥から進入路方向



管理事務所裏の様子



ポンプ室兼倉庫前の様子

出入り口前の出っ張りに 注意！



管理事務所正面右からトイレ方向



管理事務所前広場奥から管理事務所方向



除雪指示していない階段(管理事務所側)



除雪通路中間地点からトイレ方向



除雪指示していない階段(トイレ側)



トイレ前から管理事務所方向



園路からの管理事務所前広場の様子

園内園路・施設情報

階段、芝生、縁石、石垣、生垣等に注意して作業すること。



霊園入口から霊園奥の様子



B-2号の突出している階段（図面番号①）



B-2号の突出している階段（図面番号①）



B-2号の通路確保箇所（図面番号②）



B-2号・C-1号間の通路確保箇所（図面番号③）



A-2号の通路確保箇所（図面番号④）



C-1号の通路確保階段（図面番号⑤）



B-1号の突出している階段（図面番号⑥）



B-1号の突出している階段（図面番号⑥）



A-2号奥側 除雪指示していない階段の様子



A-1号手前側 除雪指示していない階段の様子



A-1号の通路確保箇所（図面番号⑦）



B-1号の通路確保箇所（図面番号⑧）



A-1号・B-1号中間点から霊園奥側の様子



A-1号奥側 除雪指示していない階段の様子



墓域最後部より霊園最深部の様子



展望広場・トイレの様子



霊園最深部（市道 百松線との合流点）

手稲平和霊園

所在地 札幌市西区平和387番地

- ① 路盤面、マンホール、見出し杭等を破損しないよう、細心の注意を払って作業にあたること。
特に、管理事務所周辺の作業には留意すること。
- ② トイレは、全箇所男女用の入口を確保すること。
- ③ 墓参者用通路確保箇所(8箇所)にある階段は、露出させること。
- ④ 道路に突き出ている階段(2箇所)に注意すること。
- ⑤ 階段の手摺等を損傷しないように注意すること。

凡 例

● 水汲み場

□ 東屋

除雪する道路(2車線確保)及び通路

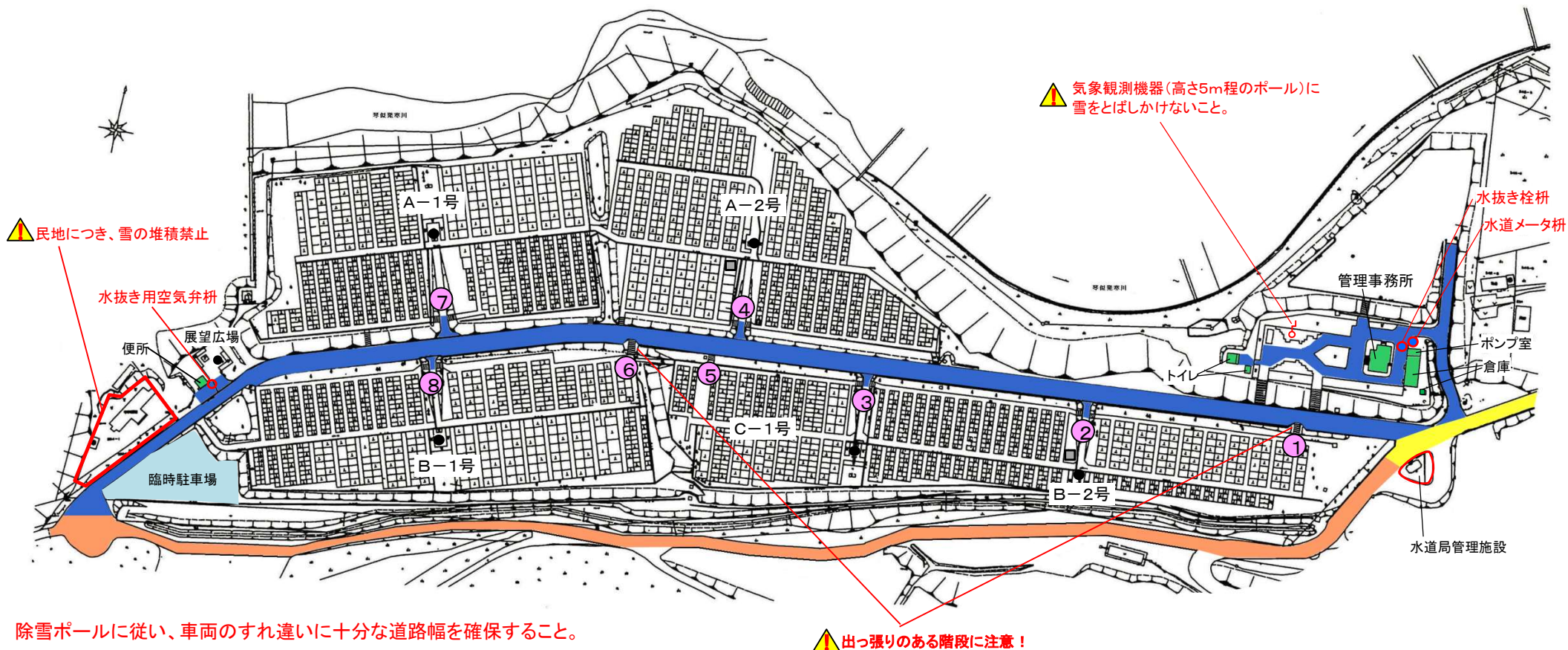
土木センターで除雪する道路(常時除雪)

土木センターで除雪する道路(彼岸前除雪)

屋根の雪下ろし箇所(管理事務所・便所ほか)

雪の堆積可能場所

墓参者用通路確保箇所



課 長	係 長	係

業 務 着 手 届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者 所在地
名 称

印

業務名 手稲平和霊園園路除雪及び屋根の雪下ろし業務

上記業務は、 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務を着手したことを認める。

業務主任

印

現場代理人及び主任技術者指定通知書

現場代理人及び主任技術者指定通知書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者 所在地

名 称

印

業務番号

業 務 名

手稲平和霊園園路除雪及び屋根の雪下ろし業務

上記業務に係る現場代理人及び主任技術者を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区 分	氏 名	備 考
現場代理人		
主任技術者		

- ・ 「区分」欄は、現場代理人、主任技術者の種別を記載すること（技術者の配置については建設業法第26条及び第26条の2を参照し適正に行うこと）。
- ・ 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- ・ 「備考」欄は、兼任の別あるいは、主任技術者の担当する業務種別を記入すること。
- ・ 請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）をそれぞれ添付すること
- ・ 提出部数 1 部
- ・ 提出先 業務員
- ・ 提出期限 着手届と同時に

現場代理人及び主任技術者の経歴書

現 場 代 理 人 経 歴 書 主 任 技 術 者			
現 住 所			
氏 名		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生
最 終 学 歴	卒 業 年 月	学 校 名	専攻科目
	昭和・平成・令和 年 月		
職 歴	昭和・平成・令和 年 月	入社	
	昭和・平成・令和 年 月	入社	
技 術 資 格	昭和・平成・令和 年 月	取得No.	
	昭和・平成・令和 年 月	取得No.	
主 要 業 務 経 歴	業 務 名	受託金額（千円）	業務期間
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 印			

- ・ 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校
のいずれかを記入し、専修学校、各種学校は記載しないこと。